

令和3年6月18日

一般社団法人兵庫県建設業協会 会長 殿



兵庫労働局雇用環境・均等部長

不妊治療を受けやすい職場環境整備の支援及び働く女性の母性健康管理
に関する周知への御協力について（依頼）

労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、厚生労働省では、不妊治療を受けやすい職場環境整備に向けた支援を行うため、
令和3年度に両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）を創設することとなりました。
また、男女雇用機会均等法の規定に基づく母性健康管理措置（以下「母健措置」という。）
では、令和3年7月1日より、母性健康管理指導事項連絡カード（以下「母健カード」とい
う。）の様式を変更することとなりました。さらに、母健措置について広く認識いただくため
Q&Aをホームページに掲載するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管
理措置による助成金（以下「母健助成金」という。）について、今般、要件等を変更した上で
期限を延長することとしました。
つきましては、下記について御了知の上、傘下企業の皆様に対する周知に御協力いただき
ますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 不妊治療を受けやすい職場環境整備に取り組む中小企業事業主を対象とした助成金制度
 - (1) 両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）（別紙1）

企業で選定した両立支援担当者が労働者の相談を受けて不妊治療両立支援プランを策定し、当該プランに基づき労働者が休暇制度・両立支援制度を利用した場合に中小企業事業主に対して助成する助成金。
 - (2) 働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）（別紙2）

中小企業事業主において不妊治療のための休暇等の特別休暇制度を新たに導入することを支援する助成金。
- 2 母健措置
 - (1) 母健カード（別紙3）

妊娠中及び出産後の女性労働者が、医師等から休業や作業の制限等の指導を受けた場合に、その指導事項の内容を事業主に的確に伝達するため使用するカードで、令和3年7月1日より様式変更。
 - (2) Q&A（別紙4）

妊産婦の方々に母健措置について広く認識いただくためのQ&Aで、不育症でお悩みの方にも対応。

3 母健助成金（規模を問わず全ての事業所が対象）

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金
(別紙5)

当該母健措置を有給で取得できる制度を設け、女性労働者に休暇を取得させた事業主を支援する助成金。

(2) 両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による
休暇取得支援コース）（別紙6）

(1) で設けた制度に基づき休暇を20日以上取得させた事業主を支援する助成金。

※妊娠中の女性労働者は自ら休業を申し出づらいつつ妊娠中の女性労働者が休みやすい職場環境づくりに努め、積極的な配慮を行っていただくようお願いいたします。

(参考資料)

不妊治療と仕事の両立のために（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html

女性労働者の母性健康管理のために（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html

働く女性の母性健康管理に関するQ&A（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000764004.pdf>

職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について（厚生労働省HP）

※新型コロナウイルス感染症対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html

(問い合わせ先)

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号

兵庫労働局 雇用環境・均等部

【母健カードについて】 指導課：井上、柴田

TEL: 078-367-0820 FAX: 078-367-3854

【助成金について】 企画課：堀、吉田

TEL: 078-367-0700 FAX: 078-367-9050